

6. 戸籍のこと

問い合わせ先…飛騨市役所市民福祉部市民保健課

☎0577-73-7464

外国人も、日本人と同じように住民票を作って、*住民登録をしなければなりません。

住民登録をすると、飛騨市のサービスを受けることができます。そして住所(住むところ)を証明する住民票の写し(コピー)をもらうことができます。

*住民登録:あなたや、あなたの家族が、飛騨市に住んでいることを市役所に知らせること

・住民登録をする人

3 か月より長く日本に住む人は、住民登録をしなければなりません。観光(日本へ遊び)に来た人は住民登録をしません。

・市役所に届を出すときは？

下の表の時は、市役所に届を出さなければなりません。

届は、あなた自身が出します。あなたが出せない場合は、代わりの人が出すこともできます。

代わりの人が届を出すときは、委任状(あなたが代わりの人をお願いしたことがわかる紙)を持ってきてください。

*届:市役所にあなたの状況がかわったことを紙に書いて知らせること

どんなとき	届の名前	いつまでに	持ってくるもの
別の市や町から飛騨市に引っ越したとき	転入届	飛騨市に来た日から14日の間	1. 転出証明書 (前に住んでいたところの市役所からもらいます)かマイナンバーカード 2. 在留カードか、特別永住者証明書
飛騨市の中で引っ越したとき	転居届	引っ越した日から14日の間	1. 在留カードか特別永住者証明書 2. マイナンバーカード
一緒に住む家族や家族の世帯主が変わったとき	世帯変更届	世帯が変わったときから14日の間	1. 在留カードか特別永住者証明書 2. マイナンバーカード

◆マイナンバー制度

日本で住民登録をしている人は、その人だけの番号<マイナンバー>があります。外国人も、住民登録をするとマイナンバーができます。番号は、12 個の数字です。マイナンバーは市役所などでいろいろな手続きをするときに使います。

*社会保障や、税金の書類を出すときも使います。はじめて日本に来た人は、市役所で転入届を出した後に、郵便でマイナンバーのお知らせが来ます。

*社会保障:あなたが毎日の生活で困ったときに、国などが助ける制度です。

もらう人	使うことができる期間
1. 永住者 2. 特別永住者 3. 高度専門職第2号	20歳以上の人は10年間 19歳以下の人は5年間
1. 技能実習生 2. 中長期在留者 3. 仮滞在許可 4. 一時庇護許可者 など	在留期間と同じ期間

◆住民票の写し(コピー)について

住民票は、「あなたがその場所に住んでいることを市役所が証明するもの」です。

住民票には、「名前」、「誕生日」、「住所」、「飛騨市に引っ越しした日」、「一緒に住んでいる人」などが書いてあります。それが紙になったのが、「住民票の写し」です。あなたが必要なときに、市役所からもらうことができます。マイナンバーカードを使えば、コンビニでももらうことができます。もらうときは、お金がいります。

◆在留カードなどについて

在留カードは、あなたが日本にいる目的と、いることができる最後の日(期限)を証明(ほかの人にわかるように)するカードです。在留資格によって日本でできることが決まります。例えば、資格が「留学」だと勉強ができます。「就労」だと、働くことができます。在留カードは、必ず持っていなければなりません。

(1) 特別永住者証明書

新しい特別永住者証明書を作る時は、市役所で手続きをします。わからないときは、市役所に相談してください。

(2) 在留カード

期限をすぎた在留カードで、市役所などの手続きはできません。新しい在留カードを作るときは、名古屋出入国在留管理局か、名古屋出入国在留管理局 岐阜出張所か、名古屋出入国在留管理局 富山出張所に行ってください。

※名古屋出入国在留管理局

〒455-8601

住 所:愛知県名古屋市港区正保町 5-18

電話番号:0570-052259

受付時間:9時~16時(土曜日・日曜日、休日を除く)

※名古屋出入国在留管理局 岐阜出張所

〒500-8812

住 所:岐阜県岐阜市美江寺町 2-7-2 岐阜法務総合庁舎別館4階

電話番号:058-214-6168

受付時間:9時~12時、13時~16時(土曜日・日曜日・休日を除く)

※名古屋出入国在留管理局 富山出張所

〒939-8252

住 所:富山県富山市秋ヶ島 30 番地 富山大学国内線ターミナルビル1階

電話番号:076-495-1580

受付時間:9時~12時、13時~16時(土曜日・日曜日)